

発議第 2 号

和歌山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 7 日提出

提出者 和歌山市議会議員

北 野 均

宇治田 清 治

岩 井 弘 次

姫 田 高 宏

山 本 忠 相

和歌山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例

本則（第5条を除く。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第3条第5項中「をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「結成された日から2週間以内の日」を「当該結成された日の翌日から起算して30日以内」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う研究研修、調査、広報、広聴、住民相談、要請及び陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、同表の右欄に定める経費に充てることができるものとする。

第7条第1項中「作成し、」の次に「その使途の透明性の確保を図るため」を加える。

第8条中「市政に関する調査研究に資するため必要な」を「第5条第1項に規定する政務活動に要する」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

項目	経費
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は他の団体等が開催する研究会若しくは研修会への会派としての参加に要する経費
調査費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査及び調査委託に要する経費
広報費	会派が行う活動又は市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政若しくは会派の活動に対する要望及び意見の聴取又は住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議又は団体等が開催する意見交換会等の各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用するために要する経費
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

附 則

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の和歌山市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

